

鳥取県告示第 822 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 10 条の規定に基づき、平成 18 年 11 月 8 日に海面における漁業の免許をしたので、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 免許番号 海区第 8 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目 1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
平成 18 年 9 月 22 日鳥取県告示第 684 号（海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項等について。以下「免許内容告示」という。） 1 (1) のとおり
- (4) 制限又は条件
免許内容告示 1 (5) のとおり
- (5) 存続期間 平成 18 年 11 月 8 日から平成 20 年 8 月 31 日まで
- 2 (1) 免許番号 海区第 9 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目 1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示 2 (1) のとおり
- (4) 制限又は条件
免許内容告示 2 (5) のとおり
- (5) 存続期間 平成 18 年 11 月 8 日から平成 20 年 8 月 31 日まで
- 3 (1) 免許番号 海区第 10 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目 1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示 3 (1) のとおり
- (4) 制限又は条件
免許内容告示 3 (5) のとおり
- (5) 存続期間 平成 18 年 11 月 8 日から平成 20 年 8 月 31 日まで
- 4 (1) 免許番号 海区第 11 号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目 1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示 4 (1) のとおり
- (4) 制限又は条件
免許内容告示 4 (5) のとおり
- (5) 存続期間 平成 18 年 11 月 8 日から平成 20 年 8 月 31 日まで
- 5 (1) 免許番号 海区第 12 号

- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目 1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示 5(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
免許内容告示 5(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成18年11月8日から平成20年8月31日まで